

## 第256回埼玉県都市計画審議会

令和6年8月2日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから第256回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の粕谷でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第5条第2項の定めにより、会議を開くには委員の2分の1以上が出席している必要があります。本日22名の御出席をいただいております。規定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が、配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書、資料と参考資料で1から3それぞれをつづったもの、報告事項の資料でございます。なお、参考資料1から3につきましては、閉会后回収させていただきます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが、次第、座席表の(1)、座席表の(2)、この座席表につきましては休憩前後で幹事の入替えがございます。委員名簿、以上でございます。

不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度最初の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場で御起立願います。

まず、当審議会会長で、日本大学教授の大沢昌玄様でございます。

○大沢委員 大沢でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者として弁護士の山本美雪様でございます。

○山本委員 よろしくお願いたします。

○事務局 東京国際大学教授の平木いくみ様でございます。

○平木委員 よろしくお願いたします。

○事務局 東京電機大学教授の高田和幸様でございます。

○高田委員 よろしくお願いたします。

○事務局 埼玉中央農業協同組合女性部長相談役の栗嶋美津江様でございます。

○栗嶋委員 よろしくお願いたします。

○事務局 本庄商工会議所女性会会長の五十嵐敦子様でございます。

○五十嵐委員 よろしくお願いたします。

○事務局 筑波技術大学新機構設置準備室特任助教の青木千帆子様でございます。

○青木委員 よろしくお願いたします。

- 事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員として、関東農政局長の安東隆様の代理といたしまして、野中泰史様でございます。
- 野中代理 よろしく申し上げます。
- 事務局 関東運輸局長の藤田礼子様代理といたしまして、埼玉運輸支局次長、堀越千秋様でございます。
- 堀越代理 よろしく申し上げます。
- 事務局 関東地方整備局長の岩崎福久様の代理といたしまして、大宮国道事務所副所長、大嶋精一様でございます。
- 大嶋代理 よろしく申し上げます。
- 事務局 続きまして、同第3号に規定する市町村長の代表として、蓮田市長の山口京子様でございます。
- 山口委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 長瀬町長の大澤タキ江様でございます。
- 大澤委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する県議会の議員として、阿左美健司様でございます。
- 阿左美委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 宇田川幸夫様でございます。
- 宇田川委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 横川雅也様でございます。
- 横川委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 高橋政雄様でございます。
- 高橋委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 田村琢実様でございます。
- 田村委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 小川寿士様でございます。
- 小川委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 小早川一博様でございます。
- 小早川委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 金野桃子様でございます。
- 金野委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局 続きまして、同第5号に規定する市町村議会の議長の代表として、行田市議会議長の町田光様でございます。
- 町田委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 杉戸町議会議長の伊藤美佐子様でございます。

○伊藤委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、埼玉県都市計画審議会条例第3条第2項に規定する専門委員として、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会顧問の内山俊夫様でございます。

○内山委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 ここで、今年度最初の審議会開催でございますので、幹事を代表いたしまして、埼玉県都市整備部長の伊田から挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 埼玉県都市整備部長の伊田でございます。本日は、お忙しい中、またお暑い中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。令和6年度最初の都市計画審議会でございますので、幹事を代表いたしまして、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、日頃から埼玉県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、埼玉県は、かつて経験したことがない人口減少、超少子高齢社会という歴史的な課題に直面し、大きな時代の転換期でございます。都市計画におきましても、人口減少、高齢化、環境問題など、多くの課題を踏まえ、持続可能なまちづくり、地域活性化に向けた施策など、地域の特性を生かしつつ、柔軟で創造的なアプローチが求められております。

埼玉県では、今年度から県の都市計画の基本の指針となります「まちづくり埼玉プラン」の改定に向けまして、調査検討に着手いたします。都市計画審議会におかれましては、目指すべき方向性、施策の検討に対しまして、皆様の専門的な知見や経験が不可欠でございます。今後、新たな「まちづくり埼玉プラン」に対しまして提言をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

今年度御審議いただく案件は、第8回区域区分の定期見直しや都市計画道路の見直しに関するものでございます。第8回目の定期見直しにつきましては、おかげさまをもちまして終盤に差しかかっておりますので、残る区域の案件を御審議いただくものでございます。また、デジタルトランスフォーメーションの一環といたしまして、都市計画審議会におきましても今回からオンライン傍聴を開始するほか、会議資料のペーパーレス化や会議のオンライン参加につきましては、今年度から対応する予定でございます。後ほど担当幹事から御報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御支援を賜りますよう心からお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、注意事項について御説明させていただきます。

まず、お手元のマイク的使用方法について御案内いたします。御発言の際には、マイクのボタンを押していただくとランプが赤色に点灯いたしますので、その状態でお話してください。御発言が終

わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、ランプが消えている状態に戻していただくようお願いいたします。また、マイクが音声を拾いやすくするため、御発言の際には口元にマイクを近づけていただきますようお願いいたします。

本日の進行につきましては、会議が1時間を超える予定のため、区切りのよいところで5分程度の休憩時間を取らせていただく予定でございます。

次に、昨年度から準備を進めておりましたオンライン傍聴が今回から開始となっております。幹事席前のカメラは、その配信用のものでございますので、御承知おきください。

それでは、この後は埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、大沢会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 皆様、おはようございます。

本日は、皆様大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。皆様の御協力を賜りながら、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、大変恐縮ですが、私から指名させていただきたいと思います。本日は、栗嶋委員さん、それから阿左美委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開にて進めさせていただきたいと存じます。

本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 会場傍聴、オンライン傍聴ともにいらっしゃいます。

○議長（大沢） それでは、今事務局からお話ございましたが、オンライン傍聴、それから会場傍聴者がいらっしゃいますので、入場、視聴の許可をいたします。

〔傍聴者入場、オンライン傍聴者視聴開始〕

○議長（大沢） それでは、議事に入ります前に、傍聴者の皆様、オンラインも含めて傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

事務局からお配りさせていただきました傍聴要領をよく読み、御遵守いただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくこと、オンラインから出ていただくことがございますので、その点御注意いただければと思います。

それでは、ただいまより議事に入りたいと思います。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5345号「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をはじめとする全7議案について御審議をお願いするものでございます。

関連する議案がございますので、効率的に審議を始めるため、個別の審議に入る前に、本日の審議の進め方について幹事より説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議の進め方について説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

前方のモニターを御覧ください。本日御審議いただく7議案のうち、議第5345号から議第5349号までの5議案につきましては、都市計画の第8回定期見直しに関する案件、議第5350号及び議第5351号の2議案につきましては、都市計画道路の変更に関する議案でございます。このうち赤枠でお示した東松山都市計画区域に関する3議案と、青枠でお示した熊谷都市計画区域に関する2議案につきましては関連がございますので、それぞれ一括して御審議いただけたらと存じます。また、都市計画道路の変更に関する2議案につきましては、それぞれ個別に御審議いただけたらと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたとおり、関連する審議につきましては、まとめて審議したいと思います。皆様よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。それでは、御異議ないものとしまして御提案のとおり進めさせていただきます。

それでは、議第5345号「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第5346号「東松山都市計画区域区分の変更について」及び議第5347号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について（東松山市）」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長、石川でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

前方のモニターを御覧ください。まず、個別の議案に入る前に、都市計画の第8回定期見直しについて御説明いたします。埼玉県では、都市計画法の規定に基づきまして、都市計画基礎調査を実施しており、この結果を基に都市計画の定期的な見直しを進めてまいりました。具体的には、昭和45年以降、おおむね5年ごとに都市計画の全体的な見直しを7回実施してきております。現在は8回目の定期見直しを進めております。この定期見直しの対象となる都市計画は、都市計画の基本的

な方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市街化区域と市街化調整区域の区分を定める「区域区分」でございます。今回の定期見直しでは、年次目標の更新や関係法令の改正、県の主要な計画の見直しを踏まえて変更を行うものでございます。

なお、関係機関との調整が整った都市計画区域から順次見直しの手続を進めており、既に灰色でお示した県内36都市計画区域の見直しの手続が完了しております。今回は、赤色でお示した東松山及び熊谷都市計画区域について御審議いただくものでございます。なお、最後に残っている青色でお示した坂戸都市計画区域については、現在見直しの手続き中で、今後御審議いただく予定でございます。

それでは、個別の議案の説明に入らせていただきます。議第5345号から議第5347号の東松山都市計画区域に関する3つの議案につきましては、関連がございますので、一括して御説明いたします。なお、議第5347号につきましては、建築安全課長から御説明いたします。議案書は、5ページから43ページでございます。このほかに資料1と資料2といたしまして意見書の要旨及び見解、参考資料1と参考資料2といたしまして意見書の写しがございます。前方のモニターと併せて、こちらの資料につきましても御覧ください。

東松山都市計画区域は、東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町の1市3町で構成されており、県の中央部、都心から約50kmに位置しております。

まず、議第5345号「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして御説明いたします。議案書は5ページから30ページでございます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で定める事項は、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針、方針図の4つでございます。

初めに、「都市計画の目標」について御説明いたします。都市計画の目標は、上位計画である「まちづくり埼玉プラン」を基本指針とし、県内を県北ゾーン、圏央道ゾーン、県南ゾーンの3つのゾーンに区分し、それぞれの特徴に応じて基本理念を定め、目標を実現するための主な取組を掲げております。今回御審議いただく東松山都市計画区域は、圏央道ゾーンに位置しております。

具体的な見直しの内容につきまして御説明いたします。まず、「都市計画の目標」についてでございます。基本理念1「コンパクトなまちの実現」におきましては、圏央道ゾーンの特性を踏まえ、引き続き中心市街地に多様な都市機能を集積する、都市の利便性と田園のゆとりを共存していくとしております。また、社会情勢の変化や県の諸計画の改正を踏まえ、職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念2「地域の個性ある発展」につきましては、引き続き産業集積により雇用を確保し、次世代が暮らしてみたくなるまちづくりを進めるとしてしております。

また、基本理念3「都市と自然・田園との共生」につきましても、引き続き田畑や里山を活用し

つつ、良好な田園と自然を保全するとしております。

次に、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。東松山都市計画区域では、法令に基づき区域区分を定めております。区域区分を定める際の方針については、基準年を平成22年から平成27年に、目標年次を平成37年（令和7年）から令和12年に変更するなど、必要な見直しを行っております。

次に、「主要な都市計画の決定の方針」でございます。土地利用に関する方針におきまして、新たに「埼玉県地域強靱化計画」が策定されたことを踏まえ、都市防災に関する方針を見直しております。また、都市緑地法等の改正を踏まえ、都市内の緑地の維持などに関する方針を追記しております。

次に、方針図でございます。方針図は、右側の凡例にありますように、黄色で示した市街化区域や緑色で示した公園・緑地、主要な鉄道、河川などを表示し、東松山都市計画区域では東松山駅周辺に中心拠点、高坂駅周辺などに生活拠点、東松山工業団地などに産業拠点を位置づけております。また、赤い丸で囲まれた吉見町の大和田地区について、新たに産業拠点として位置づけ、今後市街化区域への編入が見込まれることから、黄色の範囲を拡大しております。加えて、東松山市の美原町地区について、区域区分の変更に伴い、市街化区域を示す黄色の範囲を修正しております。なお、美原町地区の詳細につきましては、この後区域区分の変更にて御説明いたします。

続きまして、議第5346号「東松山都市計画区域区分の変更」につきまして御説明いたします。議案書は31ページから37ページでございます。美原町地区の位置でございます。本地区は、東武東上線東松山駅から北へ約1.5kmに位置し、変更対象の面積は約0.4haでございます。

続きまして、現在の状況でございます。美原町地区の青色と赤色で塗られた範囲が道路や河川の整備に伴い区域区分を変更する箇所でございます。変更内容については、地区の西側の県道大谷材木町線を代表に御説明いたします。右下の断面図を御覧ください。これまで区域区分の境界を黒の破線で示した道路の端部に設定しておりました。今回道路の拡幅整備により青の破線で示したとおり、道路の端部が東側の市街化区域側へ移動したことから、市街化調整区域を拡大するものでございます。

続きまして、「区域区分」の計画書でございます。面積0.4haを市街化調整区域に編入いたします。また、都市計画区域の面積につきましては、国土地理院が公表している全国都道府県市区町村別面積調におきまして、計測方法が変更されたため、東松山都市計画区域の面積を16,352haから16,359haに変更いたします。これにより、東松山都市計画区域の市街化区域の面積が1,883haから1,882haに、また市街化調整区域の面積が14,469haから14,477haに変更となります。

以上の2議案につきまして、2週間、案を縦覧に供しましたところ、それぞれ意見書の提出がありました。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に対しては、3名の方から合計9通の意見書をいただいております。また、「区域区分の変更」に対しては、1通の意見書をいただ

いております。意見書の要旨と見解につきましては、お手元にお配りしている資料1と資料2に、意見書の写しは参考資料1と参考資料2にまとめておりますので、前方のモニターと併せて御覧ください。

初めに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に対して提出された意見の要旨と県の見解について御説明いたします。今回提出された意見について、これらの4つに分類いたしました。都市づくりの基本理念に対する意見、市街地において特に配慮すべき土地利用の方針に対する意見、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針に対する意見、吉見町大和田地区の整備に対する意見となっております。この後、分類ごとに要旨と県の見解について御説明いたします。

初めに、分類1、「都市づくりの基本理念に対する意見」について、意見要旨を区分して御説明いたします。区分1「コンパクトなまちの実現について、『脱炭素社会の実現を図る』とあるが、目指すべきは低炭素であるため、『低炭素社会の実現を図る』のままにしてほしい」との意見でございます。

県の見解でございます。令和元年にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が閣議決定され、脱炭素社会のための取組を積極的に推進するとしております。また、令和3年の都市計画運用指針の改定においても、低炭素型から脱炭素型への都市構造の実現へと内容が改正されております。さらに、令和4年の埼玉県5か年計画の改定でも、脱炭素社会の実現に向けた施策指針を設定し、本県においても再生可能エネルギーの普及、拡大等に取り組むこととしております。これらの県や国の動きを踏まえ、本方針においても脱炭素社会の実現を図るとしております。

続きまして、区分2「コンパクトなまちの実現において、『低炭素社会の実現を図る』を、『環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会への実現を図る』に変更する」との意見でございます。

県の見解でございます。今回の変更により、「低炭素社会の実現を図る」から、「環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会への実現を図る」に変更しており、いただいた意見と一致しております。

次に、区分3「都市と自然・田園との共生において、『生物多様性の保全』、『ネイチャーポジティブの実現に向け、生物多様性を保全する』を追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。本方針の自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針において、「埼玉県広域緑地計画」を踏まえ、埼玉の緑を守り育てることとしております。この「埼玉県広域緑地計画」では、生物多様性に配慮した緑地の確保を施策の一つとしております。また、主要な緑地の配置の方針では、緑を適切に保全する、みどりの再生によって新たに創出された緑を加えて、埼玉の多様な緑が織りなすネットワークを形成していくとしており、ネイチャーポジティブの実現につながる方針となっております。以上のことから、本方針はいただいた意見を踏まえた

内容となっております。

続きまして、分類2、「市街地において特に配慮すべき土地利用の方針に対する意見」について御説明いたします。区分1「都市防災に関する方針について、『グリーンインフラの考えを普及・推進する』を追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。本方針の都市防災に関する方針において、「埼玉県地域防災計画」を踏まえ、防災都市づくりを推進すると記載しております。この「埼玉県地域防災計画」では、自然環境の機能を活用すること等により、地域のレジリエンスを高めるグリーンインフラの取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じるとしております。以上のことから、本方針はいただいた意見を踏まえた内容となっております。

続きまして、区分2「都市内の緑地の維持等に関する方針において、『生物多様性保全機能』や『特別緑地保全地区制度』を追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。都市内の緑地の維持等に関する方針において、緑地の持つ代表的な機能として、防災機能、景観形成機能を記載し、維持等に関する代表的な制度として「生産緑地制度」を記載しております。なお、「特別緑地保全地区制度」については、具体の公園・緑地の配置の方針において、まとまりのある樹林地等については特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図ると記載しております。以上のことから、本方針はいただいた意見を踏まえた内容となっております。

続きまして、分類3、「自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針に対する意見」について御説明いたします。区分1「基本方針や主要な緑地の配置の方針において、『グリーンインフラの考え方の普及・推進』や『生物多様性の保全』について追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。先ほども御説明いたしましたが、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定方針において、「埼玉県広域緑地計画」を踏まえ、埼玉の緑を守り育てることと記載しております。この「埼玉県広域緑地計画」では、グリーンインフラの活用を掲げるとともに、生物多様性に配慮した緑地の確保を施策の一つとしております。なお、自然環境の機能は様々であるため、ここでは防災の機能など代表的な機能のみを記載しております。以上のことから、本方針はいただいた意見を踏まえた内容となっております。

続きまして、分類4、「吉見町大和田地区の整備に対する意見」について御説明いたします。区分1「当該地区の北東部に広がる荒川の河川敷には、荒川の旧河川やまとまった河畔林などが分布しており、生物多様性の重要拠点となっている。当該地区の整備に当たっては、『埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針』に基づいて、周辺生物の生息条件を考慮したビオトープを創出する必要がある」との意見でございます。

県の見解でございます。まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、広域的観点から都

市計画の基本的な方針を定めるものであり、個別の土地利用や施設整備を定めるものではございません。なお、吉見大和田地区は埼玉県企業局と吉見町が共同で整備を進める予定としており、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づき、豊かな周辺環境と調和を図りながら、産業基盤づくりを推進していくとのことです。

以上が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に係る意見の要旨と見解でございます。

続きまして、「区域区分の変更」に対して提出された意見について御説明いたします。今回提出された意見は、東松山市の高坂駅東口第一土地区画整理事業に関するものであり、今回の都市計画案に関係がない意見と判断いたします。

東松山都市計画の変更に係る意見の要旨と県の見解の説明は以上となります。

なお、この2議案につきまして、東松山都市計画区域を構成する東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町に対し意見照会を行ったところ、賛成との回答をいただいております。

議第5345号及び議第5346号の説明は以上でございます。

引き続き、議第5347号につきましては、建築安全課長から御説明いたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の金澤でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

続きまして、議第5347号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について（東松山市）」について御説明いたします。議案書は39ページから43ページでございます。

初めに、制度の概要について御説明いたします。都市計画区域内のうち、用途地域の指定のない区域の建築物に係る数値については、建築基準法の規定により特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定めるものとなっております。ここで都市計画区域内のうち、用途地域の指定のない区域とは、市街化調整区域などです。建築物に係る数値とは、容積率や建蔽率などです。なお、特定行政庁とは、建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、本県ではさいたま市などの12の市の各市長または埼玉県知事が該当します。今回対象となる区域は東松山市であるため、指定権者である埼玉県知事が特定行政庁として本審議会に付議いたしました。

次に、変更の内容について御説明いたします。本議案は、東松山都市計画区域に属する東松山市において、区域区分の変更により市街化調整区域が拡大することに伴い、用途地域の指定のない区域の面積を変更しようとするものです。今回の美原町地区の一部の市街化調整区域への編入に伴い、変更区域の建築基準法の規定による規制内容は、編入先である地区番号212—4の区域の数値である容積率が200%、建蔽率が60%、容積率算定係数が0.6、道路斜線制限に係る勾配係数が1.5、隣地斜線制限に係る勾配係数が2.5となります。

今回の変更内容について、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、東松山市に意見を照会しましたところ、支障なしとの回答をいただいております。

議第5347号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について（東松山市）」の御説明は以上でございます。

議第5345号から議第5347号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明内容に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、御質問等ございませんので、議第5345号、議第5346号及び議第5347号の議案について採決をいたします。

議第5345号、議第5346号及び議第5347号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。皆様、ありがとうございました。

次に、議第5348号「熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第5349号「熊谷都市計画区域区分の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議第5348号及び議第5349号の熊谷都市計画区域に関する2つの議案につきましては、関連がございますので、一括して御説明いたします。議案書は45ページから77ページでございます。

熊谷都市計画区域は、熊谷市の全域から構成され、県の北部、都心から約50kmから70kmに位置しております。

まず、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について御説明いたします。初めに、「第1 都市計画の目標」について御説明いたします。熊谷都市計画区域は、3つのゾーンのうち県北ゾーンに位置しております。

基本理念1「コンパクトなまちの実現」においては、引き続き中心市街地に多様な都市機能を集積する、既存市街地の社会基盤を生かした核を維持することとしております。また、社会情勢の変化や県の諸計画の改正を踏まえ、職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念2「地域の個性ある発展」につきましては、引き続き高速道路ネットワークの波及効果を地域振興に結びつけるとともに、地域資源を生かしたコンセプトのあるまちづくりを進めるとし

ております。

基本理念3「都市と自然・田園との共生」につきましては、引き続き郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用することとしております。

「区域区分を定める際の方針」及び「主要な都市計画の決定の方針」につきましては、議第5345号の東松山都市計画と同様の見直しを行っております。

次に、方針図でございます。熊谷都市計画区域では、熊谷駅周辺に中心拠点、籠原駅周辺などに生活拠点、熊谷工業団地などに産業拠点、妻沼聖天山歓喜院周辺に観光・交流拠点を位置づけております。また、赤い円で囲まれたソシオ流通センター駅周辺地区について、拡大図の右側に示した赤線で囲んだ部分で市街化区域を示す黄色の範囲を拡大しております。なお、ソシオ流通センター駅周辺地区の詳細につきましては、この後区域区分の変更にて御説明いたします。

続きまして、議第5349号「熊谷都市計画区域区分の変更」について、御説明いたします。議案書は71ページから77ページでございます。

本議案は、熊谷市のソシオ流通センター駅周辺地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。初めに、ソシオ流通センター駅周辺地区の位置でございます。赤線で囲んだソシオ流通センター駅周辺地区は、地区の南側と東側で市街化区域に隣接しており、区域の面積は約14haでございます。本地区は、国道17号熊谷バイパスの持田インターチェンジから西に約1km、また地区北側には秩父鉄道ソシオ流通センター駅が立地しており、交通の利便性が高い地区です。

続きまして、現在の土地利用の状況でございます。本地区は、個別開発による流通施設等が集積した既成市街地となっております。このたび熊谷市が住工混在の解消や新たな産業用地の創出等を目的とした土地区画整理事業を実施することとなったため、市街化区域に編入するものでございます。こちらは、ソシオ流通センター駅周辺地区の土地利用計画図の案でございます。道路や公園、調整池などを適切に配置しつつ、工業系の土地利用を図る予定でございます。

続きまして、「区域区分」の計画書でございます。面積14haを市街化区域に編入いたします。また、都市計画区域の面積につきましては、東松山都市計画区域と同様に、面積の計測方法が変更されたため、15,988haから15,982haへ変更いたします。これらにより熊谷都市計画区域の市街化区域の面積が2,638haから2,652haに、また市街化調整区域の面積が13,350haから13,330haに変更となります。

以上の2議案について、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、熊谷都市計画区域を構成する熊谷市に対し、意見照会を行ったところ、賛成との回答をいただいております。

議第5348号及び議第5349号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

私から1点、今回市街化編入するところにつきましては、先ほど御説明いただきましたとおり、区画整理事業の施行を市施行で予定されているということでございますけれども、こちらについては多くの地権者様の同意は、もう得られているというような理解でよろしゅうございますか。

○幹事（都市計画課長） 熊谷市において地元説明を行った結果、地権者の理解は得られていると聞いております。

以上でございます。

○議長（大沢） 了解いたしました。ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございます。

ほか、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、ほかに質問ないようでございますので、議第5348号及び議第5349号の議案について採決をしたいと思います。

議第5348号及び議第5349号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定したいと思います。ありがとうございます。

それでは、まだこの後都市計画道路に関する議案がありますが、5分程度の休憩を取りたいと思います。現在10時45分なので、10時50分に再開したいと思いますので、委員の皆様におかれましては、大変恐縮ですが、それまでに自席にお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（大沢） それでは、時間になりましたので、再開させていただければと思います。皆様、よろしく願いいたします。

次に、議第5350号「川越都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議第5350号の「川越都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。議案書は、79ページから87ページでございます。このほかに資料3といたしまして意見書の要旨及び見解、参考資料3といたしまして意見書の写しがございます。前方のモニターと併せて、こちらの資料につきましても御覧ください。なお、説明は十数分かかりますので、あらかじめ御承知おきください。

川越都市計画区域は、川越市、日高市及び川島町の2市1町で構成されており、県の中央部、都

心からおおむね40kmに位置しております。

本議案は、川越都市計画区域内の都市計画道路に係る2路線を変更するものでございます。今回変更いたします都市計画道路のうち伊草戸守線は、川島町大字伊草字上宿並から川島町大字戸守字荒神前までを結ぶ延長約4,830m、代表幅員15mの都市計画道路でございます。また、3・5・24号吹塚南園部中山線は、川島町大字吹塚字久保町から川島町大字中山字内袋までを結ぶ延長約1,360m、代表幅員12mの都市計画道路でございます。

今回の変更は、赤い点線で囲まれた吹塚南園部中山線の一部の線形等を変更いたします。また、これに伴い、接続する伊草戸守線の一部区域の線形変更等をいたします。具体的な変更内容について御説明いたします。吹塚南園部中山線は、国道254号と伊草戸守線を結ぶ幹線道路で、緑色で表示した県道日高川島線の一部を構成する路線となっております。県道日高川島線は、道路幅員が狭く、歩道も整備されていない非常に危険な道路であることから、地元より早期の整備を要望されているほか、埼玉県でも第2次緊急輸送道路として位置づけています。さらに、圏央道〔首都圏中央連絡自動車道〕川島インターチェンジの開通以降、周辺では産業団地等の面整備が進んでおり、交通量も増加しております。

具体的な変更内容について御説明いたします。事業化に先立ち、最新の道路構造令等に基づく設計を実施したところ、図にお示したように、線形及び幅員変更が必要となりました。これに伴い、黄色の区域を削除し、赤色の区域を追加します。また、車線数を2に決定いたします。また、伊草戸守線につきましても、吹塚南園部中山線の変更に伴い、交差点形状を変更する必要が生じたことから、黄色の区域を削除し、赤色の部分を追加します。また、車線数を2に決定します。

この都市計画の変更について、2週間、案を縦覧に供しましたところ、賛成が10通、反対が1通、合計11通の意見書の提出がありました。今回提出された意見について、「都市計画の変更に係るもの」と「今回の変更に係らないと思われるもの」の2つに大別した後、都市計画の変更に係る意見について、こちらの2つに分類いたしました。「道路の建設（計画）に対する意見」、「生活環境に対する意見」となっております。この後、分類ごとに要旨と県の見解について御説明いたします。また、分類した中に同旨の内容がある場合は、区分分けしております。

初めに、賛成意見についてでございます。分類1、「道路の建設（計画）に対する意見」について御説明いたします。区分1「現道の県道日高川島線は、道路幅員が狭く、ところどころで屈曲している上、歩道も未整備であることから、歩行者が常に危険な状況である。歩道と車道が分離された道路の早期整備を望む」をはじめ4件の意見でございます。

県の見解でございます。本路線は、川島町都市計画マスタープランにおいて、広域幹線道路として位置づけられており、幅員12mの道路として都市計画決定しております。今回、事業化に先立ち、最新の道路構造令等に基づき設計を行った結果、一部線形と幅員を見直すものです。これにより、安心・安全な道路空間が確保されるものと考えております。

続きまして、区分2「川島インターチェンジの開通や企業立地に伴い、地域の活性化が図られている中で、県道の整備が進めばさらなる発展が見込まれる。道路沿道の住民として、地域活性化のため、道路の早期の整備を望む」との意見でございます。

県の見解でございます。川島町都市計画マスタープランにおける道路・交通体系の整備の方針では、川島インターチェンジ周辺における開発の進捗と併せて、アクセス道路網の改善を掲げています。本路線の整備を推進することで、川島インターチェンジ周辺のアクセス道路網が強化され、区域内外の円滑な移動環境の確保、地域活性化などが図られるものと考えております。

続きまして、分類2、「生活環境に関する意見」について御説明いたします。区分1「吹塚南園部中山線及び伊草戸守線の整備により、地域が4分割されてしまうため、地域の安全確保や地域のコミュニティ維持に不安がある。地域コミュニティの確保と併せて、住民が安心して暮らせる基盤整備をしてほしい」との意見でございます。

県の見解でございます。現道は、道路幅員が狭小で歩道も未整備であるなど、通行が危険な状況です。今回事業化に先立ち、最新の構造令等に基づき設計を行った結果、本路線の一部線形と幅員を見直すこととなりました。これにより安心・安全な道路空間が確保されるものと考えております。また、整備に当たっては、本路線に接続する生活道路との取り扱いや横断施設の設置など、地域コミュニティの確保に向け、地元の皆様の御意見を伺いながら、川島町、交通管理者などの関係機関との調整を行い、必要な対策を実施してまいります。

次に、反対意見についてでございます。分類1、「道路の建設（計画）に対する意見」について御説明いたします。区分1「平成7年に区長名にて埼玉県知事宛てに整備反対の請願書を出したが、その後道路が通るのは敷地の南側だけであるという約束を得たことや道路計画が地域住民の安全や川島町の発展に寄与すると考えたことから、従来計画を了承し、請願書を取り下げた。しかし、令和5年3月及び6月の説明会で、突然従来の計画から大幅な変更が伝えられ、何の確認や相談もないうまま計画が変更されたことから、当初の約束を反故にされたと感じている」との意見でございます。

県の見解でございます。平成7年に生活環境の悪化を理由に、吹塚新田区長及び区民の方から埼玉県知事宛ての整備反対の請願書が提出されましたが、その後圏央道川島インターチェンジの供用や、川島産業団地への企業進出等による交通量の増加を主な理由に、平成26年に川島町長及び吹塚新田区長から、反対請願の取り下げと道路整備の検討の要望をいただいております。道路線形の変更に当たっては、現在の都市計画決定されている線形を基本としながら、最新の道路構造令等を適用し、交通管理者と協議を行った上で設計しています。請願書取り下げ後は、平成28年の地域住民の方々を対象とした意見交換会をはじめ計3回説明の機会を設け、これを踏まえて計画変更案を策定いたしました。その後、都市計画変更内容等の説明会を令和5年に計3回開催させていただきました。今後も、整備に当たっては引き続き地元の皆様の御意見を伺いながら、丁寧に事業を進めて

まいります。

分類2、「生活環境に対する意見」について御説明いたします。区分1「敷地の中央を道路が通過するため、敷地が南北に分断されることから、大幅に財産価値が低下する」をはじめ3件の意見でございます。

県の見解でございます。今回本路線を走行性、安全性を考慮した線形に見直すことにより、地域の安心・安全の確保が図られるものと考えます。補助金額等につきましては、事業化に先立ち物件調査等を実施し、補償基準に基づき個々に算定した上で一人一人丁寧に説明をさせていただきます。

なお、意見書のうち都市計画の変更に係らないと思われる意見につきましては、資料3の最後のページにお示ししております。今回の変更は、今回の主たる変更である吹塚南園部中山線の変更に伴い、接続する伊草戸守線の交差点部分を変更するものであることから、今回提出された意見は今回の都市計画案に関係がない意見と判断いたします。

また、この都市計画の変更案について、川島町に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5350号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、高田委員、お願いいたします。

○高田委員 すみません、1点だけ教えてほしいのですが、資料でいうと85ページで、黄色の部分が減少して赤になりますということなのですかけれども、この黄色の部分の取扱いは、これまでどうであって、今後どうなっていくかを教えていただけたらありがたいです。

○議長（大沢） いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 質問にお答えいたします。

黄色い部分は、従来都市計画決定されていて、将来的に事業化されれば道路になる土地であったのが、今回の見直しによって都市計画道路の区域から外れることになるところでございます。

○高田委員 もともと都市計画道路決定されていたので、その使用に関してはかなり制限がかかっていたということですね。それが突然開放されるというか、そういうことなのですかね。

○幹事（都市計画課長） お答えいたします。

都市計画道路の決定された区域の中では、川島町の場合3階超の建物あるいは地階がある建築物の建築は制限されておりました。それが都市計画道路の区域から外れることによって、その制限が外れるものでございます。

○高田委員 ここの土地の所有者は特段意見が出ていないということなので、問題ないかと思えます。ありがとうございます。

○議長（大沢） ありがとうございます。黄色の区域は、都市計画法の第53条の規制が解除になると

ということですね、分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

○金野委員 県議会の金野と申します。1点確認をさせてください。

川越都市計画道路の変更につきまして、10名の方が賛成で1名の方が反対ということで、賛成の方が多という印象を受けているのですけれども、反対されている方の意見の概要を拝見いたしますと、やはり特に土地が南北に分断されてしまうという、直接影響がある方からの御意見だと受け止めております。その中で、横断歩道の設置の話がございましたが、これは行政ではなく警察の管轄でもあると思いますが、警察にきちんと照会をして、横断歩道の設置が不可能であるという回答があったものなのかどうか。

また、補償金額について算定基準の開示もされていないような趣旨の記述もありましたが、先ほどの御説明だと個別に今後進めてまいりますということです。この点について、県はどのように認識されているでしょうか。

○議長（大沢） では、よろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 御質問にお答えいたします。

最初の横断歩道の設置でございますけれども、まだ計画段階でございますので、今後県と交通管理者で協議をいたしまして必要などころに対して横断歩道が設置できるかを協議してまいりたいと考えております。

また、個別の補償金額の算定の件につきましても、まだ本格的な事業にこれから着手する計画段階が今の状況でございますので、今後用地測量ですとか個別の物件調査をさせていただいて、額を算定させていただいた上で、丁寧に個別に説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大沢） では、引き続き金野委員、よろしく願いいたします。

○金野委員 そういたしますと、具体的な協議の内容については、今後協議をするということでのよろしいでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 具体的なことに関しては、今後協議させていただきます。

以上でございます。

○議長（大沢） ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、ほかに御意見ないようでございますので、議第5350号の議案につきまして採決をしたいと思っております。

議第5350号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。皆様、ありがとうございました。

次に、議第5351号「児玉都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第5351号「児玉都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。議案書は89ページから97ページでございます。併せて、近くのモニターを御覧ください。

児玉都市計画区域は、美里町、上里町の全域及び本庄市、神川町の行政区域の一部で構成され、県の北西部、都心からおおむね80kmに位置しております。

本議案は、児玉都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。今回変更いたします3・4・2号中央通線は、本庄市児玉町八幡山から本庄市児玉町児玉までを結ぶ延長約1,750m、代表幅員16mの都市計画道路でございます。今回の変更は、赤い円で示した一部区域の変更及び車線数の決定を行うものでございます。

具体的な変更内容について御説明いたします。中央通線は、紫色で示した国道462号と緑色で示した県道小前田児玉線の一部を構成する路線となっております。今回の変更は、中央通線のうち四角で囲った箇所の区域の変更と全線にわたって車線数を2と定めるものです。これは、本庄市による都市計画道路の見直し作業の中で、駅東通線と本町下町線が廃止となることを受け、中央通線と本町下町線との交差点形状の見直しが必要となったため、中央通線の一部区域を変更するものです。変更区域の拡大図は、スライド画面表示のとおりです。

具体的な内容について御説明いたします。具体的には、中央通線と本町下町線の交差点において、中央通線から本町下町線と市道1―3号線、それぞれへの右折レーンが当初想定されておりました。本町下町線の廃止に伴い、中央通線から市道1―3号線、1―468号線に流入する車両が減少することから、これらの右折レーンの区域を削除するものです。

続きまして、中央通線の交差点部の変更内容について横断図で説明いたします。図中央部の右折レーン、分離帯を合わせて3.5mの区域を削除しますが、車両の安全かつ円滑な交通を目的とした停車帯の整備に伴い、0.5mの路肩が1.5mの停車帯に変更となります。これにより交差点部の幅員は17.5mから16mに変更となります。あわせて、中央通線の車線数を2に決定いたします。

この都市計画の変更について、2週間、案を縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。また、本庄市に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5351号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

では、私から1点確認で、車線数の決定では先ほどの川越の都市計画もそうなのですが、基本的には都市計画法施行令が変わったことによって、直近の都市計画変更によって定めるというものに従って車線数は決めるということによろしゅうございますか。

○幹事（都市計画課長） そのとおりでございます。

○議長（大沢） あともう一点、今回本庄市が児玉の都市計画道路の廃止を併せて行うということ、これはもう既に行われているのか、それとも今回の県の都計審を踏まえて、今後本庄市の都市計画審議会で決定していくような運びになるのか、どちらでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 御質問にお答えします。

既に本庄市の都市計画審議会にて廃止で可決されております。

以上でございます。

○議長（大沢） 了解いたしました。

ほか、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。それでは、ほかに御質問等ございませんので、議第5351号の議案につきまして採決をいたします。

議第5351号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。皆様、ありがとうございました。

次に、幹事から「都市再開発の方針の見直し」につきまして御報告したいとのことでございますので、これを許します。

幹事は御報告をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の小野寺でございます。「都市再開発の方針の見直し」について御説明させていただきます。今後この見直しの考え方に基きまして、個別の都市計画の変更を行ってまいりますことから、このたび御報告の時間をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。使用する資料につきましては、「報告」と記載したものをお手元に配布させていただきました。また、モニターには同じものを映し出させております。

それでは、資料1ページ目を御覧ください。本県の都市再開発の方針の概況でございます。初めに1、「都市再開発の方針」についてでございます。都市再開発の方針は、都市計画法第7条の2、都市再開発法第2条の3に規定された県が定める都市計画であり、再開発の長期的、総合的な方針を示すマスタープランでございます。

次に、2の「体系」についてでございます。位置づけについては、県が策定する埼玉県5か年計

画などに即し、また県が定める都市計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定められております。

次に、3の「定める効果」についてでございます。期待される効果についてでございますが、この方針を定めることにより、区域内における市街地再開発事業については、県の施策も反映させた再開発の適正な誘導と計画的な推進が図られることとでございます。また、都市計画全般に言えることではございますが、あらかじめ都市再開発の方針を明らかにすることにより、再開発の方向性が広く一般に知られ、事業者、住民の合意形成に寄与し、再開発の積極的な推進の動因となる効果が期待されます。

次に、4の「策定の状況」についてでございます。都市再開発法では、指定された区域と、それ以外の区域が規定されており、定める内容が異なります。指定された区域とは、人口の集中が著しい大都市のことで、県内においては政令指定都市であるさいたま市や既成市街地のある川口市を含む都市計画区域となり、都市再開発法では方針を定めるよう努めると規定されております。それ以外の区域については、方針を定めることができると規定されており、春日部都市計画区域など、お示しの12都市計画区域で方針が定められている状況でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。5の「定める事項」についてでございます。まず、方針を定めるよう努めるとされている人口の集中が著しい大都市を含む区域の場合について、川口都市計画区域を参考にして御説明いたします。都市再開発法の規定では、赤色のハッチにあるように、計画的な再開発が必要な市街地として、再開発の目標、高度利用などに関する方針を定めます。加えて、青色で記した地区を特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、いわゆる再開発促進地区として、より具体的な整備または開発計画の概要を定めます。なお、さいたま、川口以外の方針を定めることができると規定されている区域につきましては、青色で記した再開発促進地区のみを定めることになっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。次に見直しの考え方についてでございます。6の「見直しを行う理由」についてでございますが、3点あると考えてございます。1点目につきましては、埼玉県5か年計画との整合を図ることとでございます。県では、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進を掲げておりますので、その政策を誘導するような内容にいたします。

2点目は、現在手続が進められている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の第8回定期見直しと連動して、コンパクト＋ネットワークの考え方の充実などとの整合を図ります。

3点目は、平成12年都市計画法改正に伴う経過措置を適用したみなしの都市再開発の方針の解消を図ることとでございます。これは改正以前は市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針という都市計画の中に、現在の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や都市再開発の方針の内容が定められておりましたが、改正により各々都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発の方針といった独立した都市計画に分けられました。お示しの熊谷都市計画区域などの

5 都市計画区域につきましては、まだ独立した都市計画を定めておらず、都市再開発法の規定に基づきまして、改正前の方針がみなしの方針として継続されている状態になっております。そこで、このたびの取組により独立した都市計画に見直しをいたします。

最後に、7の「見直しに対する主な考え方」でございます。埼玉版スーパー・シティプロジェクトのコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素について、資料に例示した内容を都市計画に反映し、原則的なことも確認しながら見直しを進めてまいります。

なお、このような見直しの考え方の適用につきましては、関係市と十分な調整を行ってまいりますが、さいたま市につきましては、政令指定都市として県と同等の権限を有しているため、さいたま市において都市計画変更の手続を行っていくこととなります。さいたま市に対しましては、これらの考え方を共有して、都市計画を検討していただくよう求めてまいります。

都市再開発の方針の見直しに関する報告につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの報告事項につきまして、皆様から御質問があればお受けしたいと思います。御質問、御意見等ございますでしょうか。

すみません、私、先ほど最後のほうに幹事から御説明いただいたところなのですが、さいたま市については今回も熊谷とか東松山でお話があった都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域マスタープランにつきましては、権限移譲されておりますので、さいたま市が策定主体になっておるのですが、今回の都市再開発の方針については、一応県でいろいろ御議論させていただいたものとさいたま市が共有して、県でのここの会議での何か都市再開発方針の扱いというのはどうなるのでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） さいたま市の取扱いについて御説明申し上げます。

現在さいたま都市計画区域を対象とした都市再開発の方針につきましては、県が策定したものを引き続き受けている状況でございますが、今回埼玉県がこのような取組の中で一斉的に見直しとするという取組を御協議させていただきまして、さいたま市は独自に手続を進めていきたいという意向を伺っております。ただし、内容にあまり差が出るとか、齟齬があると困りますので、私たちのほうで見直しのルールというか要領というか、そういうものを情報共有させていただき、同じレベルの内容になるようさいたま市に協力をお願いしてまいります。手続については、さいたま市が定める都市計画となりますので、県の都市計画審議会で審議されることはございません。

以上でございます。

○議長（大沢） 了解いたしました。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、他に御質問ございませんので、以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

それでは、傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席、それからウェブの方も御退席いただきますようよろしくお願いいたします。

〔傍聴者退場、オンライン傍聴者視聴終了〕

○議長（大沢） そのほか事務局から、その他報告事項があるとのことでございますので、これを許します。

事務局は御報告をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の石川でございます。着座にて説明させていただきます。

その他の報告事項として、会議のペーパーレス化と委員の皆様のオンライン参加について御連絡申し上げます。

まず、会議のペーパーレス化については、次回から議案書等の資料を含め、原則ペーパーレスとさせていただきますと考えております。手元に置いてありますサーフェス、パソコンみたいなものの中で今回の審議会で使用した議案書などの資料が入っております。次回からは、このようなイメージで進めさせていただきたいと考えております。参考として御覧いただけたらと思います。次回からは、事務局がいただいている皆様のメールアドレス宛てに資料を送らせていただきたいと思います。詳細については、改めて事務局から後日連絡させていただきます。

次に、委員の皆様のオンライン参加についてです。こちらは、オンライン参加と会場の参加の併用いわゆるハイブリッド形式とさせていただきますと考えております。次回の審議会の場で通信不良等の対応なども含めた委員の皆様向けのマニュアル等をお示しし、今年度中は実施に向けて事前テストを行ってまいります。

事務局からは以上でございます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

2点、今後の都市計画審議会の運営方針につきまして御説明いただいたところでございます。この件につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、以前からこのオンライン化、それから紙ではなくデジタルでの配信という事は御意見賜っておりましたので、ぜひ御推進いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで議長の任を解かさせていただき、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 大沢会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第256回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

なお、配布資料のうち参考資料の1から3を回収させていただきますので、机に置いたまま御退席いただくようお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時26分 閉 会